

答 申 第 8 3 号
(諮 問 第 7 2 号)
(諮 問 第 8 4 号)

令和元年（2019年）12月3日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成30年（2018年）9月11日付け鎌総第1699号及び平成31年（2019年）4月25日付け鎌総第312号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定取消処分及び行政文書一部公開決定処分に対する
審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）1 月 10 日付けで審査請求人が実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対して行った「常任委員会で新駅設置前提の村岡・深沢地区のまちづくりに、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の三者で負担金について協議をしている説明があった。神奈川県、藤沢市、鎌倉市の三者で負担金について協議した協議記録類、資料」に係る行政文書公開請求について、実施機関が平成 30 年（2018 年）3 月 12 日付けで行った行政文書公開決定を同年 4 月 11 日付けで職権により取り消した処分及び実施機関が同日に行った上記請求に対する行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）1 月 10 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「常任委員会で新駅設置前提の村岡・深沢地区のまちづくりに、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の三者で負担金について協議をしている説明があった。神奈川県、藤沢市、鎌倉市の三者で負担金について協議した協議記録類、資料」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、平成 30 年（2018 年）3 月 12 日付け鎌倉市指令深地第 51 号で、行政文書公開決定処分（以下「本件処分 1」という。）を行った。しかしながら、本件請求に係る行政文書には公開しない部分があったことから、本件処分 1 に関し、同年 4 月 11 日付けで職権による取消処分（以下「本件処分 2」という。）を行い、改めて同日付けで本件請求に対し鎌倉市指令深地第 3-2 号で、条例第 6 条第 1 号及び同条第 3 号該当により一部非公開とし行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分 3」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分2に対し平成30年(2018年)5月9日付けで、本件処分3に対し同年5月15日付けで、それぞれ審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る各処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が提出した、本件処分2に対する平成30年(2018年)5月9日付けの審査請求書、同年6月26日付け、同年7月25日付けの反論書及び同年11月20日付けの意見書における主張並びに本件処分3に対する同年5月15日付けの審査請求書、同年6月18日付け、7月25日付け、9月4日付け、10月18日付け、12月4日付け、平成31年(2019年)1月23日付け、同年3月12日付けの反論書及び令和元年(2019年)6月3日付けの意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。なお、審査請求人は口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 本件処分2に係る審査請求について

(ア) 本件処分1は行政文書公開決定処分であるが、この処分において非公開の部分があった。以前も似たようなことがあり、今回で2回目である。

(イ) 本件処分1に対して誤りを指摘しなければ、行政文書公開決定処分のままだったと推定する。行政文書公開決定通知書を行政文書一部公開決定通知書に変更するために、本件処分2をする必要はない。

(ウ) なぜ起案文書で一部公開決定としているのに、行政文書公開決定通知書を交付したのか、理由を明らかにすべきである。

イ 本件処分3に係る審査請求について

(ア) 関係機関等との打合せの結果作成された議事録及び打合せ資料の一部が公開されていない。

(イ) 途中経過の情報であることを理由に、極めて安易に非公開部分が広げられている。

3 実施機関の行政文書公開決定に係る取消処分及び行政文書一部公

開決定理由説明要旨

本件処分2に対する平成30年（2018年）6月18日付け及び同年7月13日付けの弁明書における主張並びに本件処分3に対する同年6月8日付け、7月17日付け、8月23日付け、10月3日付け、11月26日付け、平成31年（2019年）1月11日付け、同年2月26日付けで提出された弁明書及び令和元年（2019年）8月19日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書公開決定に係る取消処分（本件処分2）及び行政文書一部公開決定処分（本件処分3）を行った根拠は、大要次のとおりである。

(1) 本件処分2について

- ア 本件処分1では、一部公開であるにもかかわらず、非公開情報について、条例第10条第2項に定める公開しない理由を通知せず、誤って全部公開であるとして決定を行っていたことから、本件処分2において、誤った行政処分を正すために職権により取り消したもので、正当な手続である。
- イ 誤って本件処分1を行った理由の説明を求めるとの主張は、取消処分とは直接関係のない内容である。

(2) 本件処分3について

- ア 審査請求人が公開されていないと主張する、関係機関等との打合せの結果作成された議事録及び打合せ資料の一部は、負担金に関する打合せではないため、本件請求の対象文書にあたらない。
- イ 新駅設置に係る費用便益の情報については、検討段階の未成熟な情報であり、公表することにより不正確な理解や誤解を与えるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取に基づき、次のように判断した。

(1) 審議の併合について

本件処分2及び本件処分3についての審査請求は、審査請求人が同一人であること、また、いずれも本件請求に関するものであることから、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会規則第5条に基づ

き、これらを併合して審議をすることとした。

(2) 本件処分2について

ア 実施機関は、審査請求人による本件請求に対し、行政文書の全部を公開するものとする本件処分1を行った。しかし、本件請求対象文書には、条例第6条第1号及び第3号に該当し、非公開とすべき情報が含まれていたことから、本件処分1を職権により取り消し、一部公開とする本件処分3を行ったものである。

イ 後に述べるとおり、本件請求対象文書には、条例第6条第3号に該当し、非公開とされる情報が含まれていると認められる。また、審査請求人は、条例第6条第1号に基づき非公開とされた部分については争っていない。

よって、非公開とすべき情報が含まれているとして本件処分1を職権により取り消した本件処分2は、妥当である。

(3) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、村岡・深沢地区のまちづくりに関して、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市の三者が負担金について協議した協議記録類、資料である。

実施機関は、本件請求に対し、平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託において費用便益の検討を行った打合せ記録及び資料を対象文書として特定した。

これに対し、審査請求人はほかにも本件請求対象文書として公開すべき文書があると主張するが、審査請求人の主張する文書は整備事業の一体施行と単独施行の比較検討を行っている打合せに係るもの及び比較検討を行っているものであり、本件請求の対象となっている負担金に係る文書ではないため請求対象文書には該当しないとの実施機関の説明に不自然・不合理な点は見当たらない。その他実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められないことから、実施機関の判断は妥当である。

(4) 本件処分3について

ア 次に、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

なお、本件処分3では、実施機関は条例第6条第1号及び同条第3号に該当するものとして一部公開決定を行っているが、同条第1号については争いがないことから、実施機関の処分のう

ち、同条第3号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

イ 条例第6条第3号該当性について

(ア) 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

(イ) 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、新駅が設置された場合に予想される地価の上昇に伴う固定資産税の増加額や人口の増加に伴う市民税の増加額等、新駅の設置にあたり神奈川県、藤沢市及び鎌倉市の三者が負担する費用を算定する根拠となる、具体的な数値その他の情報が記載されていた。これらは未成熟な検討段階の情報であり、公開することにより、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあると認められる。したがって、このような未成熟な情報を現時点において公開することは、市民に不正確な理解や誤解を与えるとの実施機関の主張には理由がある。

よって、条例第6条第3号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過 (諮問第 72 号)

年 月 日		内 容
H	3 0 / 1 / 1 0	行政文書公開請求書が提出される
		3 / 1 2 行政文書公開決定通知書送付
		4 / 1 1 行政文書公開決定の職権取消し
		5 / 9 審査請求書が提出される (処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課)
		6 / 1 8 処分庁が審査庁に弁明書を提出
		6 / 2 6 審査請求人が審査庁に反論書を提出
		7 / 1 3 処分庁が審査庁に再弁明書を提出
		7 / 2 5 審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		9 / 1 1 審査会に対し諮問
		1 1 / 2 0 審査請求人が審査会に意見書を提出
R	1 / 8 / 1 9	第 110 回審査会で審議 (諮問第 84 号と併合) (処分庁からの口頭による決定理由説明)
		1 0 / 2 1 第 112 回審査会で審議
		1 1 / 1 1 第 113 回審査会で審議
		1 2 / 3 答申 (答申第 83 号)

処 理 経 過（諮問第 84 号）

年 月 日	内 容
H 3 0 / 1 / 1 0	行政文書公開請求書が提出される
4 / 1 1	行政文書一部公開決定通知書送付
5 / 1 5	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
6 / 8	処分庁が審査庁に弁明書を提出
6 / 1 8	審査請求人が審査庁に反論書を提出
7 / 1 7	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
7 / 2 5	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
8 / 2 3	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
9 / 4	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
1 0 / 3	処分庁が審査庁に再々々弁明書を提出
1 0 / 1 8	審査請求人が審査庁に再々々反論書を提出
1 1 / 2 6	処分庁が審査庁に再々々々弁明書を提出
1 2 / 4	審査請求人が審査庁に再々々々反論書を提出
H 3 1 / 1 / 1 1	処分庁が審査庁に再々々々々弁明書を提出
1 / 2 3	審査請求人が審査庁に再々々々々反論書を提出
2 / 2 6	処分庁が審査庁に再々々々々々弁明書を提出
3 / 1 2	審査請求人が審査庁に再々々々々々反論書を提出
4 / 2 5	審査会に対し諮問
R 1 / 6 / 3	審査請求人が審査会に意見書を提出
8 / 1 9	第 110 回審査会で審議（諮問第 72 号と併合） （処分庁からの口頭による決定理由説明）
1 0 / 2 1	第 112 回審査会で審議
1 1 / 1 1	第 113 回審査会で審議
1 2 / 3	答申（答申第 83 号）